

精神保健福祉士養成施設等報告(2024(令和6)年5月1日現在)

1 法人情報

法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
大学等以外の実施事業	https://www.kinwu.ac.jp/department/sports/ https://www.kinwu.ac.jp/department/social/ https://www.kinwu.ac.jp/department/management/
財務諸表	https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/financial-statement_r05.pdf

2 大学等情報

大学等の名称、大学等の住所・連絡先	神戸医療未来大学人間社会学部未来社会学科 精神保健福祉士養成課程 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
大学等の代表者氏名	学長: 鎌田 積
大学等の開設年月日	2000年4月
学則	学則: https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/gakusoku.pdf https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/beppyou.pdf 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する規程: 3ページへ
研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	https://www.kinwu.ac.jp/campuslife/facility/ 2023年度受入統計表: 5ページへ

3 養成課程情報

養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	27ページへ
定員	20名
入学までの流れ(募集、申込、資料請求先)	・募集要項請求 ・願書提出 ・入学者選抜試験 ・合格発表 ・入学式 ・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会) ・養成課程希望者面接 ・精神保健福祉士養成課程履修願提出 ・履修登録 ・資料請求先 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療未来大学 アドミッションオフィス TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
費用	学費: https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/exam/Application_Requirements_2024.pdf#page=24 学外実習教育費: 90,000円 社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」履修者は70,000円
科目別シラバス	https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010
教員数、科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名: 6ページへ 専任教員略歴: https://www.kinwu.ac.jp/research/teacher/
教材	科目ごとのシラバス参照
協力実習機関の名称、住所、事業内容	7ページへ
実習プログラムの内容・特徴	9ページへ

4 実績情報

卒業者の延べ人数	744名(2004年度養成課程設置)
卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	26ページへ

5 その他情報

その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/
-------------------------	---

717 神戸医療未来大学

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸医療未来大学学則(以下「学則」という。)の規定に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 精神保健福祉士国家試験受験資格を履修できる課程は、神戸医療未来大学 人間社会学部 未来社会学科 精神保健福祉士養成課程(以下「本課程」という。)という。

(定員及び学級数)

第3条 本課程の定員は1学年20名とし、1学級とする。

(授業科目)

第4条 本課程において精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するための授業科目は、学則に定める別表のとおりとする。

2. 前項の授業科目のうち、社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」の単位を修得している場合は、精神保健福祉士の「精神保健福祉援助実習 - A」を免除する。

(履修者選抜)

第5条 本課程において精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の期日までに「精神保健福祉士国家試験受験資格履修願」を提出し許可されなければならない。学修状況、意欲において総合的に判断し、履修を認める。

(学外実習教育費)

第6条 精神保健福祉援助実習を履修する者は、所定の期日までに、学則の定めるところに従って学外実習教育費を納入しなければならない。

(履修の辞退)

第7条 本課程における履修を辞退する場合は、「精神保健福祉士国家試験受験資格履修辞退届」を提出しなければならない。

(履修許可の取消)

第8条 次の場合には、本課程における履修許可を取り消すことがある。

- (1) 学外実習教育費を納入しないとき
- (2) 学則の定めるところにより懲戒を受けたとき

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長がこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

受 入 統 計 表

2023年度

<総合計>

作成日:2024年3月末日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	71,360	203,815,513	
		洋	14,446	105,670,272	
		計	85,806	309,464,911	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
	計	和	74,690	214,482,552	
		洋	16,614	116,742,823	
		計	91,304	331,225,375	
研究費 図書	図書	和	9,279	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,111	34,262,932	
寄贈図書	図書	和	9,061	14,875,372	
		洋	288	735,292	
		計	9,349	15,610,664	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
	計	和	9,103	14,959,162	
		洋	327	813,237	
		計	9,430	15,772,399	
その他	図書	和	16,388	0	
		洋	8,140	0	
		計	24,528	0	
	雑誌製本	和	68	0	
		洋	23	0	
		計	91	0	
	計	和	16,456	0	
		洋	8,163	0	
		計	24,619	0	
合 計	和	109,528	258,885,050		
	洋	25,936	122,982,365		
	計	135,464	381,867,415		

精神保健福祉士国家試験受験資格

未来社会学科精神保健福祉士養成課程 2021年度入学生より新カリキュラム

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	藤田	兼任	本学において選考された教員	
心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ	石井	兼任	本学において選考された教員	
	心理学概論Ⅱ	石井	兼任	本学において選考された教員	
社会学と社会システム	社会学Ⅰ	兼子	兼任	本学において選考された教員	
	社会学Ⅱ	兼子	兼任	本学において選考された教員	
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	中田	兼任	本学において選考された教員	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	コミュニティワーク論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
社会保障	社会保障論	西田	兼任	本学において選考された教員	
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	井土	兼任	本学において選考された教員	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	加藤	兼任	本学において選考された教員	
刑事司法と福祉	司法福祉論	加藤	兼任	本学において選考された教員	
社会福祉調査の基礎	社会調査論	兼子	兼任	本学において選考された教員	
		正井	兼任	本学において選考された教員	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	平田	兼任	本学において選考された教員	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	牧野	兼任	本学において選考された教員	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	西田	兼任	本学において選考された教員	
	相談援助演習			免除	
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	伊藤(篤)	兼任	医師・本学において選考された教員	
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	中田	兼任	本学において選考された教員	
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	中田	兼任	本学において選考された教員	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)	井澤	専任	本学において選考された教員	
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	井澤	専任	本学において選考された教員	
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	井澤	専任	本学において選考された教員	
ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習Ⅰ	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	中田	兼任	講習会終了	指針4-(4)-エ
	精神保健福祉援助実習Ⅰ-B	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習Ⅰ-B	中田	兼任	講習会終了	指針4-(4)-エ
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	井澤	専任	5年以上従事経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	中田	兼任	講習会終了	指針4-(4)-エ

施設名	施設種別(複数ある場合は を付した上で1つの種別を代表で記入)	法人名	住 所
大村病院	精神科病院	医療法人 樹光会	兵庫県三木市 大村字北山200
姫路北病院	精神科病院	医療法人 内海慈仁会	兵庫県神崎郡 福崎町南田原1134-2
関西青少年サナトリウム	精神科病院	医療法人社団 東峰会	兵庫県神戸市 西区岩岡町西脇838
赤穂仁泉病院	精神科病院	医療法人 千水会	兵庫県赤穂市 浜市408
岡山県精神科医療センター	精神科病院	地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター	岡山県岡山市 北区鹿田本町3-16
島根県立こころの医療センター	精神科病院	島根県	島根県出雲市 下古志町1574-4
医療福祉センター 倉吉病院	精神科病院	医療法人 仁厚会	鳥取県倉吉市 山根43
もくれん	地域活動支援センター	社会福祉法人 ふれあい共生会	大阪府大阪市 東住吉区矢田6-8-7
京口共同作業所	就労継続支援	特定非営利活動法人 来楽輪	兵庫県姫路市 城見町26 城見プラザ101
さぎ草会共同作業所	就労継続支援	社会福祉法人 さぎ草福祉会	兵庫県姫路市 千代田町字八木712-1
揖保川病院	精神科病院	医療法人 古橋会	兵庫県たつの市 揖保川町半田703-1
なでしこの里	就労継続支援	社会福祉法人 かがやき神戸	兵庫県神戸市西区 樋谷町長谷字渋谷83-26
ライブサポートセンター	就労継続支援	医療法人社団 以和貴会	香川県高松市 岡本町字上新開60-1
有馬高原病院	精神科病院	特定医療法人 寿栄会	兵庫県神戸市 長尾町上津4663-3
地域活動支援センターえん じえる	地域活動支援センター	特定非営利活動法人 えんじえる会	兵庫県姫路市 大津区天満984
醍醐病院	精神科病院	医療法人 桜花会	京都府京都市 伏見区石田大山町72
相談支援センター サマーハウス	特定相談支援事業	社会医療法人 明和会医療福祉センター	鳥取県鳥取市 湯所町1-131
西条道前病院	精神科病院	医療法人 隣善会	愛媛県西条市 飯岡3290-1
藍里病院	精神科病院	社会医療法人 あいざと会	徳島県板野郡 上板町佐藤塚字東288-3
神戸白鷺病院	精神科病院	医療法人 敬性会	兵庫県神戸市西区 神出町小束野9-94
藍野病院	病院	医療法人 恒昭会	大阪府茨木市 高田町11番18号
新淡路病院	精神科病院	医療法人 新淡路病院	兵庫県洲本市 上加茂43
むつみホスピタル	精神科病院	医療法人 むつみホスピタル	徳島県徳島市 南矢三町3丁目11番23号
播磨サナトリウム	精神科病院	医療法人社団 友愛会	兵庫県加古郡稲美町 北山1264番地
新生病院	精神科病院	医療法人 実風会	兵庫県神戸市西区 伊川谷町潤和字横尾238-475
もみじヶ丘病院	精神科病院	特定医療法人 福知会	京都府福知山市 荒木3374
高岡病院	精神科病院	医療法人 恵風会	兵庫県姫路市 西今宿5丁目3-8
養和病院	精神科病院	医療法人 養和会	鳥取県米子市 上後藤3-5-1
兵庫県立ひょうごこころの医療 センター	精神科病院	兵庫県	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上字登り尾3
ワークハウスさくら草	就労継続支援	医療法人 仁康会	広島県三原市 小泉町4234-1番地
障害福祉サービス事業所 エッポック翼	就労継続支援	社会福祉法人 養和会	鳥取県米子市 米原1459-4
共同作業所陽だまり	就労継続支援	特定非営利活動法人 陽だまり	滋賀県野洲市 小篠原1818-5

ぐりいと		就労継続支援	社会福祉法人 かがやき神戸	兵庫県神戸市北区 谷上東町7-6
就労サポートセンターかみまち		就労継続支援	特定非営利活動法人 ブルースター	高知県高知市 上町3丁目4-23
大植病院		精神科病院	医療法人社団 俊仁会	兵庫県朝来市 多々良木1514
山陽病院		精神科病院	医療法人社団 良友会	岡山県岡山市中区 藤崎465
地域活動支援センター 虹の里		地域活動支援センター	社会福祉法人 かがやき神戸	兵庫県神戸市西区 平野町福中字道バタ22-1
渡辺病院		精神科病院	社会福祉法人 明和会医療福祉センター	鳥取県鳥取市 東町3丁目307番地
いわき病院		精神科病院	医療法人社団 以和貴会	香川県高松市 香南町由佐113-1
清和病院		精神科病院	医療法人 青雲会	高知県高岡郡 佐川町乙1777
さくらんぼハウス		地域活動支援センター	特定非営利活動法人 石鎚	愛媛県西条市 神拝甲324-2
財団新居浜病院		精神科病院	一般財団法人 新居浜精神衛生研究所	愛媛県新居浜市 松原町13-47
よかよかくらぶ		就労継続支援	株式会社 あつまる	兵庫県神戸市長田区大橋町7-2-1 アスピア新長田ウィズコート102
あいの病院		精神科病院	医療法人財団愛野会	兵庫県三田市 東本庄2493
こころの医療センター五色台		精神科病院	医療法人社団五色会	香川県坂出市 加茂町963番地
中讃地域生活支援センター		地域活動支援センター	医療法人社団五色会	香川県坂出市 加茂町700-13

1 精神保健福祉援助実習について

(1) 実習の意義と目的

精神保健福祉援助実習は「精神保健福祉士」を専門職として養成することの一部を担い、精神保健福祉機関等において利用者と直接触れ合う事の中から、学校等で学んできた事を体得し、自己覚知を行い、「精神保健福祉士」としての知識・理論・技術・価値・倫理を養う機会である。

精神保健福祉援助実習の目的は、対象者の方々への精神保健福祉士として要請される専門知識、対人援助技術、福祉専門職としての態度を、配属される施設や機関のなかで学び、一層深めていくことにある。

(2) 実習の目標と課題

厚生労働省の定める、ソーシャルワーク実習 [精神専門] (精神保健福祉援助実習) の目標は以下のとおりである。

- 1) ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。
- 2) 精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。
- 3) 実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- 4) 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

(「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」令和2年12月25日)

したがって本実習にあたっては、これらの目標を達成することが課題となり、そのためには精神保健福祉のみならず、社会福祉全般についての幅広くかつ深い学習と自己覚知が求められる。

また実習におけるすべての課題に対しては、常に問題意識を持ち、主体的に取り組むことが必要となる。

2 実習の方法

(1) 実習履修資格

精神保健福祉士指定科目 (厚生労働省令)		本学開講科目	
領域	科目名	科目名	履修状況
共通科目	医学概論	人体の構造と機能及び疾病	修得済み
	心理学と心理的支援	心理学概論	修得済み 又は 履修中
	社会学と社会システム	社会学	修得済み 又は 履修中
	社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	修得済み
	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	修得済み 又は 履修中
		コミュニティーワーク論	修得済み 又は 履修中
	社会保障	社会保障論	修得済み 又は 履修中
	障害者福祉	障害者福祉論	修得済み 又は 履修中
	権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	修得済み 又は 履修中
	刑事司法と福祉	司法福祉論	修得済み 又は 履修中
	社会福祉調査の基礎	社会調査論	修得済み 又は 履修中
	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	修得済み
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論	修得済み 又は 履修中
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	修得済み	
専門科目	精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	修得済み
	現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	修得済み 又は 履修中
	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	修得済み
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	ソーシャルワーク理論と方法 (精神専門)	修得済み
	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	修得済み 又は 履修中
	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	修得済み
実習演習科目	ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習	修得済み 又は 履修中
		精神保健福祉援助演習	修得済み 又は 履修中
	ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	修得済み
		精神保健福祉援助実習指導	履修中
	ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習 - A	履修中
		精神保健福祉援助実習 - B	履修中
精神保健福祉援助実習		履修中	

ソーシャルワーク実習(社会福祉士)の履修者は精神保健福祉援助実習 - A が免除される。

(2) 配属実習の期間と時間数

この単位を修得するためには、精神保健福祉士のみ取得する者と、精神保健福祉士と社会福祉士の両方を取得する者との時間配分が異なる。この科目では指導内容に応じて以下のように時間配分して学習する。

1) 精神保健福祉士のみ取得する者

精神科医療機関での配属実習……90 時間以上 (12 日間以上)

上記以外での配属実習 ……120 時間以上 (15 日間以上)

2) 精神保健福祉士と社会福祉士の両方を取得する者

精神科医療機関での配属実習……90 時間以上 (12 日間以上)

上記以外での配属実習 ……60 時間以上 (8 日間以上)

3) 実習期間

別途定める

(3) 実習施設・機関

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等第 3 条第 10 号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は以下の通りである。

1) 精神科病院

2) 病院又は診療所 (精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)

3) 保健所

4) 地域保健法に規定する市町村保健センター

5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター

6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業 (生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター (主として精神障害者が利用するものに限る。)

(4) 実習内容

厚生労働省が定める精神保健福祉士養成のための精神保健福祉援助実習には以下の内容が含まれる。本学の精神保健福祉援助実習においてもこれを踏まえた指導を行う。

1) 実習オリエンテーション

2) 専門援助技術実習指導

3) リハビリテーション実習指導

4) 配属実習 (以下「実習」とする。)

5) 全体総括

(5) 実習計画書の作成

事前学習に基づいて「実習の動機」、「到達目標」、「到達目標を達成するための具体的な行動」の各項目に記述し、実習計画書を作成する。何を学ぶためにその施設・機関等に実習に行くのか、その施設・機関等の実情や課題と照らして、自分の問題意識はどこにあるのかをつきつめて考え、具体的かつ現実的な課題と方法をいくつか設定する。作成にあたっては、実習指導担当教員の指導を受ける。

(6) 実習計画及び実習計画書作成における留意点

- 1) 学生の実習準備達成度により、オリエンテーションや「慣れる」段階の内容、長さが変化する。
- 2) 体験学習やボランティア等である程度、経験がある学生も、実習施設・機関等の雰囲気・目標に馴染むために数日かける。
- 3) 行事・宿直・休暇等のスケジュールをうまく活かした計画を作る。
- 4) 日課の流れの中で入りやすいものから参加できるようにする。
- 5) 実習計画書には活動内容だけでなく、学習目標・視点・方法を併記する。
- 6) 実習生が実習や施設・機関等に馴染みやすい工夫をそれぞれの施設・機関等の実情にそって作成する。
- 7) 実習計画については、実習中に実習指導者からの指導を受け、見直しを行う。

(7) 実習記録及び関係書類への記入と提出

1) 事前訪問までに

「誓約書」、「実習生個人票」、「実習計画書」を実習指導担当教員に提出し、点検・指導を受ける。

点検・指導を受けた「実習生個人票」及び「実習計画書」の写し2部を実習指導担当教員に提出する。

2) 事前訪問時

「誓約書」、「実習計画書」を実習施設・機関等の実習指導者に提出する。なお、ソーシャルワーク実習修了者が精神科医療機関以外で実習する場合、ソーシャルワーク実習の実習総括の写しも提出すること。

3) 事前訪問後

「事前訪問記録票」を完成させ、写しを実習指導担当教員に提出する。原紙は各自で保管する。

なお、直接提出できない場合は、大学（キャリアサポートセンター）に郵送すること。

4) 実習開始まで

保菌検査の手続きを行い、所定の方法にて提出する。

検査結果は、後日キャリアサポートセンターへ取りに来る。

「健康診断証明書」は定められた期限までに、教学課へ申請をすること。

5) 実習開始時

「健康診断証明書」「保菌検査結果報告書」を実習施設・機関等に提出し、「実習出席簿」を預ける。

「実習施設・機関等の概要」の情報を収集し作成する。

6) 実習中

「実習日誌」,「実習出席簿」に毎日記入し、実習指導者から点検・指導を受ける。

7) 実習終了後

「実習の総括」,「最終日の実習日誌」,「実習出席簿」を実習指導者へ提出する。
(すぐに提出できない場合は1週間以内に提出すること。)

「実習報告書」,「実習自己評価票」,「実習日誌」,「実習施設・機関等の概要」を実習終了後、速やかに実習指導担当教員に提出する。

1週間以内に、施設・機関等の長、実習指導者、お世話になった方々宛にお礼状を出す。

(8) 評価と単位認定

実習の評価と単位認定は、学内における実習指導等への取り組み状況、実習施設・機関による実習中の評価、実習日誌等の諸記録などを総合的に評価し、目標を達成できていると認められる者に対して単位の認定を行う。認定される単位は6単位である。

(9) 実習に関する費用

実習に関する費用のうち、実習指導料は大学負担とし、実習終了後、実習施設・機関の請求に基づき大学が支払う。ただし、精神保健福祉士国家試験受験資格と社会福祉士国家試験受験資格の両方の取得を希望する者、又は、精神保健福祉士国家試験受験資格のみを希望する者は、学則に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

交通費、食費、宿泊費、資料代等の諸経費は、実習学生の負担とする。なお、これらの諸経費については、事前オリエンテーションなどの際に実習先に確認し、指示を受けておくこと。

(10) 保険

実習中は、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険が正課中として取り扱われる。実習中等に万一事故が生じた際は、速やかに実習指導担当教員又はキャリアサポートセンターに連絡すること。

(11) その他

その他、必要な事項については、学長が別に定めるものとする。

3 実習指導教育の内容

(1) 実習指導の展開

精神保健福祉援助実習は、理論と実践の統合を目指すものであるから、実習で実践活動を経験する前には、それまでに学んだ知識を十分に習得していることが必要であり、また、様々な精神保健福祉の施設・機関がどのような役割や機能を担って活動を行っているのかということについても理解を深めておかねばならない。

実習中においては、目的意識や課題をしっかりと意識し、実習指導者の指導の下、主体的かつ積極的に行動し、実践活動について理解を深めると同時に、専門職としての自覚が高められるように取り組むことが求められる。

さらに実習終了後は、実習先で体験したことを基に、理論と実践の統合という最終目標に向かって取り組まなければならない。継続したスーパービジョンを受けながら、実習中に体験した出来事を注意深く分析検討し、また自分自身のもつ価値観や人間観等についても客観視し、精神保健福祉士として備えておくべき資質を涵養していく。

このように効果的な実習を行うために、精神保健福祉援助実習は以下の要領で指導を展開していく。

1) 事前指導

これまでに学んだ精神保健福祉と関連領域の知識・技術・価値等を整理する。

成すべき自己の課題を明らかにする。

実習先の機能や役割についての事前学習を行い、理解を深める。

実習における目的や課題を明確にする。

実習に対する不安感を解消する。

2) 実習

精神保健福祉士としての具体的な支援を体験し、必要な知識及び技術並びに関連知識の理解を深める。

知識や技術などを実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションに応じるために必要な資質・能力・技術を修得する。

自己の資質向上とともに、職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。

関連職種との連携の中で、チームアプローチによる支援の実際を理解する。

3) 巡回指導及び帰校指導

精神科医療機関での実習(90時間)

実習第1週目……帰校日指導

実習第2週目……巡回指導

実習第3週目……帰校日指導

障害福祉サービス事業を行う施設等での実習（60時間）

実習第1週目……帰校日指導、又は巡回指導

実習第2週目……巡回指導、又は帰校日指導

障害福祉サービス事業を行う施設等での実習（120時間）

実習第1週目……帰校日指導

実習第2週目……巡回指導

実習第3週目……帰校日指導

実習第4週目……帰校日指導（予備）

帰校地及び帰校日、帰校時間について

帰校地は原則として神戸医療未来大学キャンパスとし、原則以外の帰校地及び帰校日・時間に関しては実習指導 の中で指定する。

4) 事後指導・全体総括

実習等で学んだことをもとに、グループ討議やロールプレイを通して学習の深化を図る。

実習記録等を詳細に分析検討し、継続的なスーパービジョンを受けながら、今後の自己の課題を明らかにする。

実習全体を総括し、その過程を通じた自己の成長を確認する。

(2) 実習生に求められる態度

精神保健福祉援助実習に参加する学生は、日頃から本学諸規則を遵守し、常に学生としてふさわしい態度をとることはもちろん、特に実習中は精神保健福祉士としての倫理を遵守し、専門職として適切な態度・行動をとることが求められる。いかなる場合であっても利用者と個人的関係を持つことは認められない。

また健康状態など自己管理に留意するとともに、感染予防など衛生管理にも万全の態勢で臨むことが大切である。

実習中の注意事項について、以下に記す。

実習先の勤務形態に合わせ時間厳守かつ余裕をもって行動すること。遅刻や早退、無断欠席をすることがないように社会人としての自覚を持って臨むこと。

実習先のサービス規程や就業規則に従い、実習指導者の指示の下に行動すること。報告、連絡、相談を心がけ、自己判断による勝手な行動は慎むこと。

職員、患者に不安を与えるような髪型、髪色（黒が望ましい）、ピアス、派手な服装は慎むこと。喫煙の可否については実習指導者に相談すること。

実習中における質問や疑問点は、曖昧にせず実習指導者に確認し、早めの解決を図ること。

日々の課題を明確にし、常に目的意識を持って積極的に取り組むこと。

プライバシーの保護を常に念頭に置き行動すること。また人権を侵害するような言動は絶対にしてはならない。

一時の感情に流され、利用者と個人的な関係をもつことは、いかなる場合でも

してはならない。連絡先の交換や、手紙のやり取りについても当然避けなければならない。万一、そのような事態が生じたときは、直ちに実習指導者に伝え指示を仰ぐこと。

実習日誌等の記録物は日々確実に記入し、毎日実習指導者に提出して検印を受けること。記録は公文書に準ずるものであるから、適切な記入を心がけること。

健康管理に留意し、体調不良による実習日程への不具合が生じないようにすること。また感染症には十分注意すること。

実習終了後もボランティアなどの形で可能な限り配属実習先との関係を継続すること。

(3) 実習記録及び関係書類

実習に関する記録や書類は「精神保健福祉援助実習の手引き（ソーシャルワーク実習〔精神専門〕）」に綴じてあるものの他、実習指導の進行に伴って適宜配布される。

これらの記入にあたっては、利用者や現場のプライバシー保護に十分配慮するとともに、適正な利用、保管を心がけること。また提出の際は期日を厳守すること。

前項でも記しているように、公文書に準ずるものであるから、あらかじめ記入目的や記入方法を十分理解しておくことが大切である。

(4) 実習を終えて

施設・機関等の職員にとって、実習生を受け入れ、指導を行うことは日々の業務に加えて相当の負担を強いられるものである。実習生は実習を終えるにあたり、実習指導者はもとより、その他のお世話になった方々、入所者、利用者に感謝の気持ちを忘れてはならない。

実習先に対して、次の事項を誠実に行う。

1) お礼の挨拶

施設・機関等の長、実習指導者、その他お世話になった方々へ真心を込めたお礼の挨拶を行う。

2) 清掃・後片づけ

宿泊や生活に利用した部屋等の清掃と後片づけを行う。(借用物品の返却、忘れ物がないよう確認する。)

3) 実習諸経費の支払い

食費、宿泊費等の経費を支払う。(実習指導料については大学が送金)

4) 実習日誌の受領(受領方法については、実習施設・機関等と相談すること。)

5) お礼状の送付

実習終了後は速やかに(1週間以内)施設・機関等の長、実習指導者、お世話になった方々宛にお礼状を出す。

(5) 実習指導体制

精神保健福祉援助実習に関する指導は、実習指導担当教員とそれを補助する教員によって行う。

事務手続き等については、キャリアサポートセンターが担当する。

実習中は、配属先の実習指導者が指導を行い、本学の巡回指導担当教員が適宜巡回指導及び帰校日指導を行う。これらは連携を密にして指導体制の強化を図る。

実習中の学生からの連絡はキャリアサポートセンターで対応する。

気象警報発令の場合

実習施設が所在する地域又は実習中の学生居住地域に、**暴風警報・暴風雪警報 特別警報** のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

午前6時現在発令中の場合、自宅待機とする。

午前9時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始2時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

その際、実習生は、実習指導者、実習指導教員及びキャリアサポートセンターに連絡すること。

連絡先

キャリアサポートセンター : 0790-22-7269

(参考資料 1)

精神保健福祉士倫理綱領

社団法人日本精神保健福祉士協会
倫 理 綱 領

日本精神医学ソーシャルワーカー協会
1988年6月16日制定
1991年7月5日改訂
1995年7月8日改訂
日本精神保健福祉士協会
2003年5月30日改訂
社団法人日本精神保健福祉士協会
2004年11月28日採択

前 文

われわれ精神保健福祉士は、個人としての尊厳を尊び、人と環境の関係を捉える視点を持ち、共生社会の実現をめざし、社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践をもって精神保健福祉の向上に努めるとともに、クライアントの社会的復権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職としての資質の向上に努め、誠実に倫理綱領に基づく責務を担う。

目 的

この倫理綱領は、精神保健福祉士の倫理の原則および基準を示すことにより、以下の点を実現することを目的とする。

- 1 精神保健福祉士の専門職としての価値を示す
- 2 専門職としての価値に基づき実践する
- 3 クライアントおよび社会から信頼を得る
- 4 精神保健福祉士としての価値、倫理原則、倫理基準を遵守する
- 5 他の専門職や全てのソーシャルワーカーと連携する
- 6 すべての人が個人として尊重され、共に生きる社会の実現をめざす

倫理原則

- 1 クライアントに対する責務

(1) クライアントへの関わり

精神保健福祉士は、クライアントの基本的人権を尊重し、個人としての尊厳、法

の下の平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護する。

(2) 自己決定の尊重

精神保健福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、その自己実現に向けて援助する。

(3) プライバシーと秘密保持

精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し、その秘密を保持する。

(4) クライアントの批判に対する責務

精神保健福祉士は、クライアントの批判・評価を謙虚に受けとめ、改善する。

(5) 一般的責務

精神保健福祉士は、不当な金品の授受に関与してはならない。また、クライアントの人格を傷つける行為をしてはならない。

2 専門職としての責務

(1) 専門性の向上

精神保健福祉士は、専門職としての価値に基づき、理論と実践の向上に努める。

(2) 専門職自律の責務

精神保健福祉士は同僚の業務を尊重するとともに、相互批判を通じて専門職としての自律性を高める。

(3) 地位利用の禁止

精神保健福祉士は、職務の遂行にあたり、クライアントの利益を最優先し、自己の利益のためにその地位を利用してはならない。

(4) 批判に関する責務

精神保健福祉士は、自己の業務に対する批判・評価を謙虚に受けとめ、専門性の向上に努める。

(5) 連携の責務

精神保健福祉士は、他職種・他機関の専門性と価値を尊重し、連携・協働する。

3 機関に対する責務

精神保健福祉士は、所属機関がクライアントの社会的復権を目指した理念・目的に添って業務が遂行できるように努める。

4 社会に対する責務

精神保健福祉士は、人々の多様な価値を尊重し、福祉と平和のために、社会的・政治的・文化的活動を通し社会に貢献する。

倫理基準

1 クライアントに対する責務

(1) クライアントへの関わり

精神保健福祉士は、クライアントをかけがえのない一人の人として尊重し、専門的援助関係を結び、クライアントとともに問題の解決を図る。

(2) 自己決定の尊重

1) クライアントの知る権利を尊重し、クライアントが必要とする支援、信頼のにおける情報を適切な方法で説明し、クライアントが決定できるよう援助する。

2) 業務遂行に関して、サービスを利用する権利および利益、不利益について説明し、疑問に十分応えた後、援助を行う。援助の開始にあたっては、所属する機関や精神保健福祉士の業務について契約関係を明確にする。

3) クライアントが決定することが困難な場合、クライアントの利益を守るため最大限の努力をする。

(3) プライバシーと秘密保持

精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について秘密を保持する。なお、業務を辞めたあとも、秘密を保持する義務は継続する。

1) 第三者から情報の開示の要求がある場合、クライアントの同意を得た上で開示する。クライアントに不利益を及ぼす可能性がある時には、クライアントの秘密保持を優先する。

2) 秘密を保持することにより、クライアントまたは第三者の生命、財産に緊急の被害が予測される場合は、クライアントとの協議を含め慎重に対処する。

3) 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了承を得て行い、個人情報の提供は必要最小限にとどめる。また、その秘密保持に関しては、細心の注意を払う。クライアントに関係する人々の個人情報に関しても同様の配慮を行う。

4) クライアントを他機関に紹介する時には、個人情報や記録の提供についてクライアントとの協議を経て決める。

5) 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。

6) クライアントから要求がある時は、クライアントの個人情報を開示する。ただし、記録の中にある第三者の秘密を保護しなければならない。

7) 電子機器等によりクライアントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を保証できるよう最善の方策を用い、慎重に行う。

(4) クライアントの批判に対する責務

精神保健福祉士は、自己の業務におけるクライアントからの批判・評価を受けとめ、改善に努める。

(5) 一般的責務

- 1) 精神保健福祉士は、職業的立場を認識し、いかなる事情の下でも精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。
- 2) 精神保健福祉士は、機関が定めた契約による報酬や公的基準で定められた以外の金品の要求・授受をしてはならない。

2 専門職としての責務

(1) 専門性の向上

- 1) 精神保健福祉士は専門職としての価値・理論に基づく実践の向上に努め、継続的に研修や教育に参加しなければならない。

2) スーパービジョンと教育指導に関する責務

精神保健福祉士はスーパービジョンを行う場合、自己の限界を認識し、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づいた指導を行う。

精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき学生等の教育や実習指導を積極的に行う。

精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、公正で適切な指導を行い、スーパーバイザーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

(2) 専門職自律の責務

- 1) 精神保健福祉士は、適切な調査研究、論議、責任ある相互批判、専門職組織活動への参加を通じて、専門職としての自律性を高める。
- 2) 精神保健福祉士は、個人的問題のためにクライアントの援助や業務の遂行に支障をきたす場合には、同僚等に速やかに相談する。また、業務の遂行に支障をきたさないよう、自らの心身の健康に留意する。

(3) 地位利用の禁止

精神保健福祉士は業務の遂行にあたりクライアントの利益を最優先し、自己の個人的・宗教的・政治的利益のために自己の地位を利用してはならない。また、専門職の立場を利用し、不正、搾取、ごまかしに参画してはならない。

(4) 批判に関する責務

- 1) 精神保健福祉士は、同僚の業務を尊重する。
- 2) 精神保健福祉士は、自己の業務に関する批判・評価を謙虚に受けとめ、改善に努める。
- 3) 精神保健福祉士は、他の精神保健福祉士の非倫理的行動を防止し、改善するよう適切な方法をとる。

(5) 連携の責務

- 1) 精神保健福祉士は、クライアントや地域社会の持つ力を尊重し、協働する。

- 2) 精神保健福祉士は、クライアントや地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関等と協働する。
- 3) 精神保健福祉士は、所属する機関のソーシャルワーカーの業務について、点検・評価し同僚と協働し改善に努める。
- 4) 精神保健福祉士は、職業的關係や立場を認識し、いかなる事情の下でも同僚または関係者への精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

3 機関に対する責務

精神保健福祉士は、所属機関等が、クライアントの人権を尊重し、業務の改善や向上が必要な際には、機関に対して適切・妥当な方法・手段によって、提言できるように努め、改善を図る。

4 社会に対する責務

精神保健福祉士は、専門職としての価値・理論・実践をもって、地域および社会の活動に参画し、社会の変革と精神保健福祉の向上に貢献する。

(参考資料2)

精神保健福祉士法(抄)

(平成9年12月19日法律第131号)

最終改正年月日:平成22年12月10日法律第71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

第2章 試験

(資格)

第4条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第5条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第6条 試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

第3章 登録

(登録)

第28条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第29条 精神保健福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第30条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第28条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第31条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第32条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

(1) 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が第39条、第40条又は第41条第2項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第33条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

第4章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第39条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第 40 条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第 41 条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し保健医療サービス、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他関係者等との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第 42 条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第 43 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第 5 章 罰則

第 44 条 第 40 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 32 条第 2 項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

(2) 第 42 条の規定に違反した者

2024年3月卒業生の進路

就職先		人数	備考
社会福祉事業	老人施設・介護施設		
	障害者支援施設	3	
	児童福祉施設		
	社会福祉協議会		
	学校・教育機関		
	その他	1	複合施設(社会福祉事業団含む)
公務員	国		
	都道府県	1	
	市(区)町村		
その他	医療機関		
	他産業	3	
	進学		
	未就労	1	
合計		9	

令和6年度 国家試験受験資格取得等に伴う実習実施計画

実習名(資格)	実習日程(注1)・日数	予定実習生数	対象学科：学年(注2)	実習費	納入期間
ソーシャルワーク実習 (社会福祉士国家試験受験資格)	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) ・180時間以上かつ23日間以上	3名	【選択制】 介護実習履修者：4年	70,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)
	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) と令和6年10月8日(火)～10月18日(金) ・180時間以上かつ23日間以上と60時間以上かつ8日間以上	24名	【選択制】未来社会、 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｳﾆｹｰｼｮﾝ：3年	90,000円	
精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士国家試験受験資格)	障害福祉サービス事業施設等 令和6年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・120時間以上かつ15日間以上 (3年次ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上)	7名	【選択制】 未来社会：4年	90,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)
	精神科病院等の医療機関 令和6年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・90時間以上かつ12日間以上	7名		ソーシャルワーク実習履修者は 70,000円	
介護実習 (介護福祉士国家試験受験資格)	介護実習 令和6年8月13日(火)～9月11日(水) ・176時間(22日間)	10名	【選択制】 未来社会：2年	70,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水) 納入期間については 別途通知
	介護実習	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) ・184時間(23日間 夜勤含む)	9名	【選択制】 未来社会：3年	
		令和7年2月～3月予定 ・184時間(23日間 夜勤含む)	10名	【選択制】 未来社会：2年	
保育実習 (保育士資格)	保育所実習(保育所) 令和6年8月13日(火)～8月26日(月) ・80時間以上かつ10日間以上	2名	【選択制】 未来社会：3年	60,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)
	保育所実習(保育所) 令和6年9月2日(月)～9月13日(金) ・80時間以上かつ10日間以上	2名			
	保育所実習(児童福祉施設) 令和7年2月24日(月)～3月7日(金)の間 ・80時間以上かつ10日間以上	2名			
心理実習 (公認心理師国家試験受験資格)	令和6年後期10月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・80時間以上(事前・事後指導含む) 保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働分野 医療機関(必須)	5名	【選択制】 未来社会：4年	60,000円	納入期間については 別途通知
教育実習 (中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状)	令和6年5月～11月に3～4週間の120時間	37名	【選択制】 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｳﾆｹｰｼｮﾝ：4年	40,000円	令和6年 4月15日(月)～ 5月10日(金)
【介護等体験】 (中学校教諭一種免許状)	令和6年度については代替措置にて実施	33名	【選択制】 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｳﾆｹｰｼｮﾝ：3年	2,000円	令和6年 4月15日(月)～ 5月10日(金)

注1) 実習日程については実習施設との調整上変更があります。 注2) 対象学年は、標準学年を示しています。